

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平群町は、予防接種法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種法関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託先との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

平群町長

公表日

令和7年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成を行う。 また、新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③定期予防接種等による健康被害の救済措置に関する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表14並びに予防接種法 ・番号法第19条第5号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報提供】第2条の表27、29の項 【情報照会】第2条の表25、26、28、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。

9. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報提供できる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設けている。離席時のログアウトも徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I－1－②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用	事後	見直しによる追記
令和1年6月1日	I－1－③システムの名称	健康管理システム(予防接種)	健康管理システム(予防接種) 団体内統合宛 名システム 中間サーバー	事後	見直しによる追記
令和1年6月1日	I－2. 特定個人情報ファイル名	予防接種ファイル	予防接種ファイル 宛名情報ファイル	事後	見直しによる追記
令和1年6月1日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	平群町長	総務防災課	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する開合せ	平群町 総務防災課	健康保険課	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅳリスク対策	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和2年3月12日	I－1－②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を	事前	
令和2年3月12日	I－3個人情報番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 並びに予防接種法	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93項の2	事前	
令和2年3月12日	I－4－②法令上の根拠	番号法第15条7号、別表第二 17、18の項 並びに予防接種法施行規則	番号法第19条7号、別表第二 17、18、115の2の項	事前	
令和2年3月12日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和2年3月12日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年7月8日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 17、18、115の2の項 並びに予防接種法施行規則	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二16-2、16-3、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び、 情報を定める命令第12条の2、第12条2-2、 第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二16-2、17、18、19、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び、 情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第	事後	
令和3年10月29日	I－1－②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を	事後	
令和3年10月29日	I－1－③システムの名称	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93項の2	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93項の2	事後	
令和3年10月29日	I－3法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二16-2、16-3、	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二16-2、16-3、	事後	
令和3年10月29日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二16-2、16-3、	番号法第19条第8号、別表第二16-2、16-3、	事後	
令和3年10月29日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月29日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年12月17日	I－1－②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 また、新型コロナウイルス等対策措置法による 予防接種の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による 予防接種に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務 ・ワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 また、新型コロナウイルス等対策措置法による 予防接種の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による 予防接種に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための	事前	
令和3年12月17日	I－3個人情報番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における 「ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み」) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン 接種記録システムを用いた情報提供・照会の み」) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	見直しによる変更
令和7年2月3日	I－1－③システムの名称	健康管理システム(予防接種) 団体内統合宛 名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム(予防接種) 団体内統合宛 名システム 中間サーバー	事後	見直しによる変更
令和7年2月3日	I－1－②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 また、新型コロナウイルス等対策措置法による 予防接種の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による 予防接種に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) の別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを 介して情報連携を行う。	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成を行う。 また、新型コロナウイルス等対策措置法による 予防接種の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③定期予防接種等による健康被害の救済措置に関する事務 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法による 予防接種に関する事務 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) の別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを 介して情報連携を行う。	事後	見直しによる変更
令和7年2月3日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93項の2 並びに予防接種法 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン 接種記録システムを用いた情報提供・照会の み」) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 第9条第1項、 表14 並びに予防接種法 ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	見直しによる変更
令和7年2月3日	I－4－②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二16-2、16-3、115-2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び、 情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、 第13条の2、第59条の2	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報提供】第2条の表27、28の項 【情報照会】第2条の表25、26、28、153、154の 項	事後	見直しによる変更